

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和6年12月12日

四條畷市農業委員会議事録

令和6年12月12日(木)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	南野 靖博、西川 一也、北田 澄子、岡嶋 祐之、久門 廣美 林 秀一、村上 治、小林 克重、西尾 秀文、片下 周司、 田中 邦明

2 本日の欠席委員

丸石 正、土井 一憲

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局書記	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1〔議案第54号〕	農地法第3条の規定による許可申請の件
日程第2〔議案第55号〕	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の 証明書交付報告の件
日程第3〔議案第56号〕	相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨の 証明書交付報告の件

5 本日の資料 現地写真

議長 午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、小林 克重委員と田中 邦明委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願いします。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第54号

農地法第3条の規定による許可申請の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第54号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと被設定人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字下田原1174-1は下田原集会所の北東側付近で、現況は、スクリーンのとおりです。
被設定人は障がい者雇用の取組みの一環として農業分野へ参入を予定しており、ビニールハウスにおいて砂栽培に取り組むため申請へ至ったものです。
敷地内に汲み取り式のトイレと休憩スペースを用意し、障がい者を現状1名雇用し、社員3名と主にチンゲンサイの栽培を中心に行います。
なお、12月6日(金)午後1時45分から地区農業委員の丸石代理、片下委員と現地立会い調査を行いました。
番号2の場所については、位置図No2をご覧ください。
大字下田原2575は内外電機の東側付近で、現況は、スクリーンのとおりです。
当該農地は元々、NPO法人により市民農園として開設されていましたが、法人の解散に伴い農園も閉園されていきました。今回、被設定人は設定人から農地貸借の相談を受け、申請へ至ったものです。
用排水設備があるため、田として水稻栽培を行います。
なお、12月6日(金)午後1時30分から地区農業委員の丸石代理、片下委員と現地立会い調査を行いました。
事務局からの説明は以上でございます。
ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

議長

全委員
議長

日程第2

議案第55号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第55号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。
番号1の場所については、位置図No3、No4をご覧ください。

	大字清瀧83、84は四條畷中学校の西側付近、清滝中町248は国仲神社の北東側付近でございます。現況はスクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。 番号2の場所については、位置図No5をご覧ください。 大字下田原232-1、233-1、265-4は法元寺の東側付近で、現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。 番号3の場所については、位置図No6をご覧ください。 二丁通町137、141、136-7はくすのき小学校の西側付近で、現況はスクリーンのとおり耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。 事務局からの説明は、以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
村上委員	第55号の番号1の清滝中町で面積が569のうち566.3㎡ということですが、約3㎡はどうなっているのか。
事務局書記	平成15年から続いており、当時の詳細がわかりかねますが、農機具等の置場として使用していた場所が対象から外れてしまった等の可能性があるのではないかと思います。
林委員	農小屋とか建っていたのかもしれんしね。
村上委員	ありえそうですね。わかりました。
議長	他になにかご意見等はありませんか。
全委員	なし。
議長	ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第3 議案第56号

相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨の証明書交付報告の件

議長	議案第56号につきまして、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局書記	それでは、ご説明いたします。 この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が認定農業者に対して貸し付けた場合でも引き続き相続税の納税猶予を受けるために特定貸付を継続しているかを確認し、証明するものです。 番号1の場所については、位置図No7をご覧ください。 大字下田原265-4は法元寺の東側付近でございます。 貸付期間は令和5年11月1日から令和22年10月31日の17年間となっており、現時点においても貸付は継続しているため証明書を交付いたしました。 事務局からの説明は、以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員	なし。
議長	ないようですので、この件については委員会報告と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議 長) 会 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記